

小郡市監査委員公表第9号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和8年2月19日に小郡市教育長から、定期監査の結果に関する措置状況について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和8年3月30日

小郡市監査委員 高山 晃  
小郡市監査委員 後藤 理恵

定期監査の結果に関する措置状況

第1 監査結果と措置の件数

小監公表第4号（令和8年2月13日付 人権・同和教育課）分  
・・・・・・・・ 1件

第2 講じた措置の内容

以下のとおり

小監公表第4号（令和8年2月13日付 人権・同和教育課）分

	監査の結果	措置の状況
1	1. 支出事務について適正な事務処理を求めるもの 駐車場代について、立替払を行っていた。 現行法令上、立替払の制度は認められていない。資金前渡など適正な方法により支出された。 い。	指摘事項について、課内で共有を図った。 また、現行法令上の駐車場代の取り扱いについて、適正な支出ができるように管理職から課員へ周知・徹底を図った。 今後、立替払を行わないように、支出負担行為書・支出命令書綴に注意喚起を行う。